

ソフトボール競技専門部の対策

1 大会実施にあたっての基本的な考え方

- (1) 感染源を絶つ
- (2) 感染防止の3つの基本
 - ① 身体的距離の確保 ② マスク等の着用 ③ 手洗い等の徹底
- (3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
- (4) 安全な活動環境の確保

2 大会参加の条件・応援について【重要】

- (1) チーム関係者（登録選手、監督、引率者、コーチ、登録選手以外の部員、マネージャー等）及び応援者（※1）、大会役員・審判・来賓等のみ会場への入場を認める。

（※1）応援者…登録選手1名につき、2名までとする。

応援者の人選は、各学校の判断に任せる。

（例）登録選手が10名の場合、総枠20名（1×2×10）

3 コロナウイルス感染症対策のための提出文書について【重要】

文書の種類	対象	提出・保管	備考
別紙1 体調記録表	チーム関係者	大会当日に顧問へ提出 ☆顧問が保管	各学校で普段使用している様式があれば、それを使用して構わない。
	応援者 大会役員・審判・来賓等	各自記録を残す ☆各自保管	
別紙2 学校同行者 体調記録表	チーム関係者	大会当日の受付の際に <u>本部へ提出</u> ☆本部が保管	
別紙3 来場者 体調記録表	大会役員・審判・来賓等	大会当日の受付の際に <u>本部へ提出</u> ☆本部が保管	
別紙4 応援者(保護者等) 体調記録表	応援者(保護者等)	大会当日、応援者の代表が <u>本部へ提出</u> ☆本部が保管	
別紙5 同意書	中学生（登録選手、登録選手以外の部員、マネージャー等）	大会申込みまでに <u>顧問へ提出</u> ☆学校が保管	
別紙6 行動履歴書	試合に関わる全ての者	<u>提出は不要</u> ☆本人が保管	万が一に備えて、試合が開始される2週間前からの行動を記録することが望ましい。【任意】

4 大会当日の行動について

(1) 移動時

- ① 移動時は、必ずマスクを着用する。
- ② 移動に車やバスを利用する場合は、換気に十分配慮する。
- ③ 大会本部で消毒液等を準備するが、各チームも消毒液をそれぞれ持参し、学校出発前、会場到着後、会場出発前、学校到着後に手洗い、消毒をこまめに行う。

(2) 試合前

- ① 会場到着後は自チームの密集や他チーム選手との密接を避け、試合に向けた準備を行う。
- ② ウォーミングアップ時は実際に体を動かす選手に限り、マスクをしないで活動することができる。
- ③ 前の試合終了後、顧問の誘導に従って移動する。その際、前の試合のチームと接触を避けるために、前の試合のチームがベンチを完全に出た後に移動を開始し、ベンチ入り口に設置した消毒液で手指を消毒してベンチに入る。
- ④ オーダー提出を行う際、提出者は必ずマスクを着用すること。
- ⑤ オーダー交換は密閉された空間で行わないように各会場で考慮する。
- ⑥ オーダー交換時は握手をしない。

(3) 試合中

- ① 監督、コーチはベンチでマスクを着用する。選手・審判員・補助員は低酸素症や熱中症等の危険性があるため、その限りではない。
- ② 選手・監督・コーチは、ベンチ内でできる限り距離をとり、密集・密接しないようにする。
- ③ 必要のある物だけをベンチ内に置き、ベンチを広く使えるように工夫する。
- ④ 試合開始、終了時の挨拶は、ベンチ前で整列して行う。
- ⑤ 試合前の円陣やイニング間の円陣はできるだけ行わない。必要がある場合は個別に指示を出したり、ベンチ内で広がって指示を出したりする。守備のタイムで集まって会話する場合はグループで口元を隠して会話する。
- ⑥ ロジンバック（滑り止め）については、各チームの投手に与え、共有しないようにする。
- ⑦ 選手同士のハイタッチや握手等のボディタッチは行わない。
- ⑧ 給水に用いる容器やタオル等は、個人専用のものを使用する。

(4) 試合終了後

- ① 試合終了後は、グラウンド整備を行う選手とベンチ内の荷物をまとめる選手に分かれて行動し、全員がそろったのを確認したのち、ベンチ外へ移動を開始する。
- ② 試合で共有したバットやヘルメット等については、各チームで持参した消毒液等で消毒を行う。
- ③ 役員は試合が終了し、チーム全員がベンチを出た後、ベンチ内の消毒を行う。
- ④ 試合が終了したチームは、他チームの試合を観戦することなく、できるだけ早く帰校する。（ミーティングは行ってもよいが、短めに行う。昼食をとってもよいが、広い場所に広がって、あまり時間をかけないようにする。）

5 その他

- (1) 感染防止のために本部が決めた措置を遵守し、その指示に従うこと。
- (2) 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、県中体連事務局へ速やかに濃厚接触者の有無について報告すること。
- (3) 各記録表提出や、参加者が遵守すべき事項について、協力を得られない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがある。
- (4) 本大会参加者に感染が判明した場合には、参加者名簿を関係機関に公表する場合がある。